

石川県公報

平成30年3月23日
第13090号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|--|---|--------------------------|---|
| ○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務の委託（消防保安課） | 1 | ○保安林の指定の解除（同） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会課） | 1 | ○保安林の指定の解除予定（同） | 3 |
| ○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出（同） | 1 | ○休業中の定置漁業に係る許可の申請期間（水産課） | 3 |
| ○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出（同） | 2 | ○県道の区域の変更（道路整備課） | 4 |
| ○海岸保全区域の廃止（農業基盤課） | 2 | ○県道の供用の開始（同） | 4 |
| ○保安林の指定の予定（森林管理課） | 2 | ○入会林野整備計画の認可公告（森林管理課） | 5 |
| | | ○県指定民俗文化財の指定の解除 | 5 |

告 示

石川県告示第108号

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託に係る免状交付事務の内容
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部
七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部
- 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

石川県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業所番号 | 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 指 定 年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------------|--------------------------------|----------------|---------|
| 1770300950 | 医療法人社団 田谷会 | ヘルパーステーションおれんじ 小松市園町ニ155番地1 | 平成30年 3月16日 | 訪問介護 |

石川県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業所番号 | 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|--------------------|--------------------------|-------------|----------------|
| 1770600094 | 株式会社 下出電機工業 | ケア・サンエスしもで 加賀市小菅波町ト15 | 特定福祉用具販売 | 平成30年 1月16日 |

石川県告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業所番号 | 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|----------------------|--------------------------|--------------|----------------|
| 1770600094 | 株式会社 下出電機工業 | ケア・サンエスしもで 加賀市小菅波町ト15 | 介護予防福祉用具貸与 | 平成30年 1月16日 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 特定介護予防福祉用具販売 | 〃 |

石川県告示第112号

昭和35年石川県告示第10号で指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

能登半島沿岸 大呑海岸

海岸保全区域の所在地 七尾市

廃止延長 100メートル

陸域幅 10メートル

海域幅 30メートル

| 沿岸名 | 海岸名 | 地区名 | 区間 | | 延長 | 点の所在地 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| | | | 起点 | 終点 | | |
| 能登半島沿岸 | 大呑 | 白鳥 | 点2号 | | m | 七尾市江泊町ア部77番地 |
| | | | | 点3号 | 100 | 七尾市江泊町ア部70番地 |

付記 海岸保全区域平面図閲覧箇所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県農林水産部農業基盤課
- 2 七尾市小島町二部33番地 石川県中能登農林総合事務所

石川県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所
羽咋郡志賀町八幡ト5
- 2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第114号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

河北郡内灘町字宮坂五字7の1・9の1・10の1・10の7・10の10・10の18・10の20・ぬ277の2・277の7・365の1・365の3・365の6・365の8・365の15(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び内灘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 解除に係る保安林の所在場所

河北郡内灘町字宮坂ぬ277の2・365の1・365の3・365の8(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び内灘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第115号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除予定保安林の所在場所

鹿島郡中能登町芹川壺六甲1の34、壺七5の17

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

石川県告示第116号

漁業法(昭和24年法律第267号)第35条の規定により休業の届出があったので、同法第36条第1項の規定による許可を行う場合における、許可の内容たるべき事項、地元地区等を次のとおり定めた。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 許可の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業 | 雑魚定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

珠洲市正院町正院地先

(3) 漁場の区域

次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯37度25分10秒2、東経137度18分07秒8の点

イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分39秒0の点

ウ 北緯37度24分42秒6、東経137度18分21秒0の点

エ 北緯37度25分03秒6、東経137度17分54秒0の点

2 地元地区

珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町

3 許可の有効期間

平成30年5月1日から同年8月31日まで

4 許可の申請期間

平成30年3月26日から同年4月6日まで

石川県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年3月23日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 | |
|-------|----------------------------------|-----|-------------|-----------|------------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | | 延長(m) |
| 倉部金沢線 | 金沢市矢木一丁目6番地先から 金沢市矢木一丁目7番地先まで | 旧 | 9.70～10.15 | 16.5 | 県央土木 総合事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 10.69～11.15 | 16.5 | |

石川県告示第118号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年3月23日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|----------------------------------|------------|------------------------|
| 倉部金沢線 | 金沢市矢木一丁目6番地先から 金沢市矢木一丁目7番地先まで | 平成30年3月23日 | 県央土木 総合事務所 維持管理課 |

公 告

入会林野整備計画の認可公告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、次のとおり入会林野整備計画を認可した。

平成30年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

| | |
|-------------|------------|
| 入会林野整備組合 | 認可年月日 |
| 百々町入会林野整備組合 | 平成30年3月15日 |

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第6号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第27条第2項の規定により、平成30年3月8日付けで次の県指定民俗文化財の指定が解除された。

平成30年3月23日

石 川 県 教 育 委 員 会

民俗文化財

| 種 別 | 名 称 | 県指定年月日 |
|---------|-------------------|------------|
| 無形民俗文化財 | 輪島の海女による伝統的素潜り漁技術 | 平成26年6月20日 |

